

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	愛媛県海岸漂着物地域対策推進事業			
計画の期間	平成25年度～平成26年度	事業実施主体	愛媛県、松山市、宇和島市、伊予市、伊方町	
各自治体における地域計画への位置づけ、その名称等				
1 愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画(平成24年1月策定)				
(1)計画策定の目的 海岸漂着物処理推進法(平成21年7月15日法律第82号)に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図るため、民間団体や関係市町等で構成する推進協議会での協議等を踏まえ策定。				
(2)基本理念 「人々に潤いと憩いを与える愛媛の美しい海岸をみんなで守る」				
(3)基本方針				
①海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進 海岸管理者等の処理責任、市町及び他府県との協力、海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項等を定め、海岸漂着物等の円滑な回収撤去、適正な処理・処分を図る。				
②海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進 3Rの推進、発生の状況及び原因に関する実態把握、県民・事業者の意識啓発の推進等を定め、海岸漂着物等となり得るごみの発生抑制を図る。				
2 当該事業計画は、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」の基本方針に基づき実施するものである。				
計画の概要				
1 現状分析				
(1)本県の海岸の特徴について 地域特性や海岸特性から、燧灘沿岸・伊予灘沿岸・豊後水道東沿岸(宇和海沿岸)の3つに大きく分けられる。				
燧灘沿岸……………瀬戸内海に面し海岸は遠浅。「日本の渚100選」等に選ばれる美しい砂浜海岸や、カブトガニ繁殖地等の豊かな自然。台風による被害は比較的少ないが、高潮偏差が大きく漂着物がもたらされる要因。				
伊予灘沿岸……………沿岸東部は比較的平坦な砂浜海岸が多いが、沿岸西部は山が海に迫り海岸線は変化に富む。台風や季節風により高波が発生するほか、高潮偏差が大きく漂着物がもたらされる要因。				
豊後水道東沿岸(宇和海沿岸)…自然海岸が多く、熱帯、亜熱帯性魚類等の生息域としても貴重な地域。豊後水道は外洋からの風波や高潮の影響を受けやすく、漂着物がもたらされる要因。				
(2)海岸漂着物等の現状 県地域計画を策定するための基礎調査として、平成22年度に海岸漂着物等の実態調査を実施。22年度は顕著な出水や台風等の影響がなく、漂着物量は過去と比べて少ない傾向にあったが、漂着物の種類としては、生物系(陸生の草木、海藻類)及び漁関係資材の占める割合が高い。				
2 課題 本県では、これまで、海岸管理者等・市町・民間団体・ボランティア等が個々にあるいは連携して海岸清掃や環境美化活動を展開していることから、漂着物等が目立つ海岸は少ないが、漂着物は季節風等の影響で周期的にあるいは台風などの発生後等のように不定期に発生するため、清掃や美化活動を繰り返し実施し、海岸の景観や自然を保持していく必要がある。 また、海岸漂着物には、陸域で発生する廃棄物が多く含まれ、また、漁業等の事業系ごみが適正に処分されないために海岸に漂着しているものも多い。このため、県民・事業者等に対する発生抑制に係る情報提供や啓発活動の推進を図る必要がある。				
3 成果目標・成果指標 県地域計画の基本方針に基づき次の2項目を成果指標として設定する。(1)重点区域における海岸漂着物等の回収・処理量 (2)発生抑制に係る普及啓発事業の実績				
4 基金事業計画				
(1)目的・概要 本基金の目的は、県地域計画の基本方針に基づき、海岸漂着物等の回収処理や、発生抑制に係る普及啓発事業を実施することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図るものである。				
(2)事業執行の方針 各事業年度ごとに年次計画を策定し、成果目標の達成に向けて計画的に事業を執行することとし、必要に応じて年次計画を変更することなどにより着実に事業執行を行う。				
(3)市町との調整状況、資金の配分計画 本基金事業の実施について、各市町へ要望調査を行ったうえ、全体計画の取りまとめを行った。市町実施事業に関しては、県において市町の事業実施計画を審査し、事業費の交付を行うこととしている。				
(4)事業の選定方法 県実施事業については、全県域で事業効果が図られるよう配慮することとし、市町実施事業については、市町の主体的判断により地域の実情を踏まえた事業計画を策定することとしている。				
(5)各事業の概要				
①重点区域海岸漂着物等回収処理事業 県地域計画において重点区域に設定している12海岸の海岸漂着物等の回収処理を実施する。				
②海岸漂着物対策普及啓発用看板設置事業 重点区域を含む本県の海岸線に発生抑制に係る取り組みや海岸清掃活動への積極的な参加を促す普及啓発用の看板を設置する。				
③海岸漂着物対策普及啓発用パンフレット作成配布事業 海岸漂着物等の現状として漁業関係資材が散見されることから、漁協会員に対する意識啓発を図り、発生抑制の推進を図る。				
④海岸漂着物対策出前講座開催事業 海岸漂着物等の現状や海岸清掃活動の取り組み等について、NPO法人等へ委託して、沿岸市町単位でワークショップ形式の出前講座を開催し、海岸清掃活動への積極的な参加や発生抑制の推進を図る。				
5 基金事業の執行体制				
(1)環境部局……………循環型社会推進課(2名)……………所管事項(基金事業総括、補助金関係事務、発生抑制関係事業の執行)				
(2)海岸管理部局……………農地整備課、漁港課、港湾海岸課(各1名)……………所管事項(県管理海岸の海岸漂着物等の回収・処理事業の執行、市町管理海岸の海岸漂着物等の回収・処理事業に関する助言)				
計画の成果目標				
1. 重点区域における海岸漂着物等の回収・処理量 ①重点区域12海岸全体の回収処理量(トン/年) ②回収処理事業における雇用効果(人/年) 2. 発生抑制に係る普及啓発事業の実績 ①普及啓発用看板設置基数(基) ②普及啓発用パンフレット配布数(枚) ③出前講座参加者数(人)		項目	H25	H26
		重点区域における回収処理量(トン/年)	598	598
		回収処理事業における雇用効果(人/年)	120	120
		看板設置基数(基)	164	—
		パンフレット配布数(枚)	—	16,000
		出前講座参加者数(人)	—	420